

平成29年6月23日

各保護者様

伊丹市立桜台小学校
校長 花光 潤一

「台風等の非常災害時の措置」について

みだしのことについて、平成28年9月30日付、文書にてお知らせしたところですが、近年、気象状況の急変により、突然の豪雨による河川の氾濫や落雷等、災害が起こる危険性が高まっております。このことから、伊丹市における措置に関して再度お知らせします。

記

- 1 午前7時現在のテレビ等の気象情報により、伊丹市に「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」のいずれかが発令されている場合は、自宅待機といたします。
 - ① 午前9時までに警報が解除された場合は、通学路に注意して、できるだけ登校班で登校させてください。（当日の給食は7時の時点で中止となりますので、4校時終了後下校いたします）
 - ② 午前9時までに解除にならない場合は、臨時休校となります。
- 2 伊丹市にいずれかの「特別警報」が発令された場合
 - ① 園児・児童生徒の登校園以前に、発令の場合
午前7時現在、発令されている場合、臨時休校とする。
 - ② 園児・児童生徒の登校園後に、発令の場合
 - ア) 学校待機とする。
 - イ) 「特別警報」解除後は、教育委員会学校指導課と協議の上、状況に応じた安全措置を講じる。（下校・降園、又は学校待機継続等）
- 3 児童の在校中に「暴風」、「大雨」、「洪水」のいずれかの警報が発令された場合、様子を見て授業を打ち切り、集団下校させる場合があります。
☆ 「児童くらぶ」在籍の方は、臨時休校などの非常時にそなえ、あらかじめ近所の方をお願いするなど、適切な対応をお願いいたします。
- 4 登校以前に伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休校になります。
震度5弱未満であっても、被害の状況によって登校時刻を変更する場合があります。

【ご注意・お願い】

- ① 警報が発令された場合、メール配信により連絡いたしますが、天候不順の場合テレビ・ラジオ等の気象情報に気をつけてください。
- ② 学校教育活動中、警報が発令された時点で急遽下校する場合があります。その際、給食を提供できないこともありますので各家庭で昼食を用意してください。
- ③ 学校への問い合わせの電話はお控えください。電話がふさがりますと必要な情報の収集が困難になる場合があります。
また、警報が出ていなくても危険が予測される場合は、各ご家庭の判断で登校を見合わせるなど、適切な処置をお願いいたします。

*見やすい場所に1年間掲示しておいてください